

石油製品品質確保事業

令和4年度概算要求額 **10.4 億円 (9.8億円)**

事業の内容

事業目的・概要

(1) 石油製品品質確保事業

- 消費者の安全確保を目的として、ガソリン・軽油等が「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（以下「品確法」という。）に定められている品質規格に適合しているか確認するため、全国のSS（サービスステーション）を抜き打ちで訪問・購入（試買）し、品質分析を行います。
- 品質不適合が見つかったSSには、経済産業省（経済産業局等含む）が、立入検査等を実施し、違反の態様によっては事業停止命令等を行います。
- 過去に品質不適合が確認された地域等を重点的に訪問する等により、事業の効率性を高めるとともに、品質違反の抑止力を高めます。

(2) 石油流通システム運用事業

- 品確法の登録申請手続等の電子化により、手続に要するコスト等の低減やSSデータの統合管理・利活用の実現を図ります。

成果目標

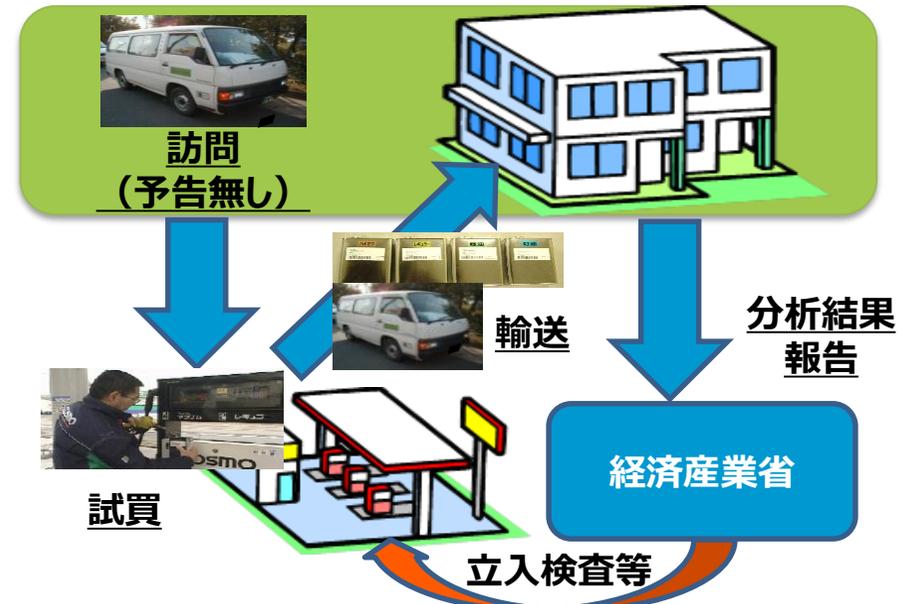
- 令和4年度については、約80,000件程度の品質分析を行い、品質の不適合件数を抑制し、適正品質の石油製品比率の維持・向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 石油製品品質確保事業



(2) 石油流通システム運用事業

